財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
60	国際	4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	「アミノインデックスがんリスククリーニング（AICS）結果及び診療データを基に、1）現行のがん検診では検出されない早期がん発見による検診精度の向上、2）2年以内のがん発症予測の検討を行うことにより革新的な早期診断法を確立することを目的とし「血中アミノ酸プロファイルを用いた革新的がん診断技術に関する前向きコホート研究（AICSフォローアップ研究）」を実施する。	個別化・予防医療を目的とした特区構想の一つの核として、神奈川県のフィールドを全面的に活用し、アミノインデックスがんリスクスクリーニング（AICS）結果及び診療データを基に、1）現行のがん検診では検出されない早期がん発見による検診精度の向上、2）2年以内のがん発症予測の検討を行うことにより革新的な早期診断法を確立することを目的とし「血中アミノ酸プロファイルを用いた革新的がん診断技術に関する前向きコホート研究（AICSフォローアップ研究）」を実施する。	横浜市立大学	厚生労働省	日本医療研究開発機構研究費	拡充	公募の補助上限50,000千円について、100,185千円へ拡充	1回目	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課	平成27年度 日本医療研究開発機構研究費	C		対面協議を踏まえ対応方針を検討したが、医療分野の研究開発及び環境整備等に関する業務については、現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（平成27年4月1日設立）が担っており、公募課題の設定、応募された研究課題の採択の可否等を行っているため、厚生労働省では対応困難。		d	○公募課題の設定等について日本医療研究開発機構が実施しているため、貴省として対応が困難なことは理解した。今後、日本医療研究開発機構や内閣官房健康・医療戦略室等とも別途協議させていただき、その中で、貴省の判断が必要となる場合には、改めて協議をお願いしたい。なお、貴所管に係る日本医療研究開発機構の担当部署を紹介いただきたい。 ○また、実務者協議では、総合特区推進調整費を日本医療研究開発機構の補助事業に充当することについて協議させていただいた。この論点に関する貴省の見解について、書面で回答をいただきたい。		厚生労働省から、公募課題の設定等については、現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が担っているため対応できないとの回答がされているところであるが、指定自治体は、日本医療研究開発機構の担当部署の教示を要望しており、厚生労働省はこれにつき検討すること。 また、指定自治体は、内閣府が所管する総合特区推進調整費が、日本医療研究開発機構の補助事業に係る厚生労働省所管の予算に対して移し替えられた場合に、これを日本医療研究開発機構に充当することの可否について、厚生労働省としての見解を求めており、このことについて、厚生労働省は引き続き検討を行うこと。	Ⅳ
											2回目	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課	平成27年度 日本医療研究開発機構研究費	C		日本医療研究開発機構の担当部署については、個々の研究事業により異なるため、同機構のホームページ等をご確認いただきたいが、例えば、革新的がん医療実用化研究事業を行っている担当部署は戦略推進部がん研究課である。 また、総合特区推進調整費が独立行政法人の補助事業に充当されることについては、総合特区制度を所管する内閣府において見解を示すものと考えられるが、他方、医療分野の研究開発においては、年度途中における研究開発の加速等の理由等により、予算配分を各省庁間でこうたのとして医療分野の研究開発関連の調整費があるところ、当該研究に対しては本調整費が執行されるべきであり、別途総合特区推進調整費が充当されることは調整費の二重執行になることから適切ではないと考える。		c	○当事業に関する日本医療研究開発機構の担当担当部署を教示いただき、ありがとうございました。今後、まずは、貴省より教示いただいた部署等へ相談を行うこととしたい。 ○総合特区推進調整費を独立行政法人の補助事業に充当することについては、内閣府とも協議を行いたい。 ○また、貴省見解にある調整費の二重執行との指摘については、議論が必要な論点であると考えている。日本医療研究開発機構の「調整費」は、国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究を推進するものであり、総合特区推進調整費は、地域の主体的取組を支援する観点から、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、内閣府の予算を関係府省に移し替えて執行するものであるなど、各調整費の趣旨・目的は異なるところ。総合特区制度の趣旨を踏まえ、特区事業の推進の観点から、引き続き、内閣府及び厚生労働省と協議させていただきたい。		厚生労働省から、本研究については医療分野の研究開発関連の調整費が執行されるべきであり、別途総合特区推進調整費が充当されることは調整費の二重執行となり適切ではない旨の見解が示されたところ、指定自治体は「受け入れられない」と回答しており、引き続き協議を継続することを要望している。これについて、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。	Ⅳ
84	国際	4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	超早期がん診断法の開発および解析データ集積によるゲノム関連産業プラットフォーム	神奈川県立がんセンター・神奈川県立病院機構、東京大学医科学研究所他、研究開発に関連する企業が共同し、がん組織やがん患者検体の送伝子解析、ゲノム解析、プロテオミクス、RPPA、アミノインデックス等の分析を実施する。さらに、がんを発症していない未病期の研究協力者から唾液や血液等の提供を受け、同様の分析を実施する。これらの検体データを集積し、集積した検体のデータベースを解析することで、超早期のがん診断法の開発を実施する。解析結果については研究協力者にフィードバックを実施することで、これら新規解析方法によるデータの重要性や循環的な課題についての知見も集積する。 これらの集積された検体データベースのデータは、医薬品・診断薬企業のゲノム創薬や医薬開発などにおいて重要なものであり、将来的にゲノム関連産業の研究開発のプラットフォームとなる事が期待される。【政策課題Ⅰ】	神奈川県立がんセンター・神奈川県立病院機構、東京大学医科学研究所、研究開発に関連する企業（DeNA、味の素等）	厚生労働省		新規	新規予算制度の創設	1回目	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課	平成27年度 日本医療研究開発機構研究費	C		対面協議を踏まえ対応方針を検討したが、医療分野の研究開発及び環境整備等に関する業務については、現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（平成27年4月1日設立）が担っており、公募課題の設定、応募された研究課題の採択の可否等を行っているため、厚生労働省では対応困難。		d	貴省としての対応が困難であることは理解したが、国立研究開発法人日本研究開発機構と厚生労働省との間で、公募課題の設定について連携できるような仕組み等特区事業の遂行ができる枠組みを検討いただきたい。		厚生労働省から、公募課題の設定等については、現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が担っているため対応できない、と回答されているところであるが、指定自治体は厚生労働省より提示された回答について検討を行い、国立研究開発法人日本研究開発機構と厚生労働省との間で、公募課題の設定、応募された研究課題の採択の可否等について連携できるような仕組み等、特区事業の遂行ができる枠組みの検討を要望する旨の回答があったため、厚生労働省は、指定自治体より提示された回答に対して、その対応の可否について引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課	平成27年度 日本医療研究開発機構研究費	C		国は医療分野研究開発推進基本計画及び毎年度の予算の基本方針に基づき、日本医療研究開発機構に対し財源提案を行っているところであるが、一方、個別の研究課題の設定といった現場の整備等については、同計画の達成に向けて同機構が行う業務とされているものである。公募課題の設定について連携できるような仕組み等、特区事業の遂行ができる枠組みの検討については、独立行政法人の業務運営における自主性が十分に配慮されなければならないという独立行政法人通則法の趣旨に鑑みると難しいと考えている。		d	自治体は、現行制度では特区事業の遂行が困難であることを対面協議で確認し、特区事業の遂行ができる枠組みの検討を要望した。内閣府からは厚生労働省に対して「その対応の可否について引き続き協議を行うこと」とのコメントがあが、厚生労働省の回答は「難しいと考えている」という内容であった。上記経緯の上、貴省の対応が難しい旨、理解した。		厚生労働省から、特区事業が遂行可能な枠組みの検討につき、独立行政法人の業務運営における自主性という独立行政法人通則法の趣旨から対応が困難との見解が示され、この見解について指定自治体が了解していることから協議を終了する。	Ⅴ
95	国際	4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	先端科学技術による医療機器・化学マテリアルのレギュラトリー科学評価解析センター（計画番号56 学術領域番号16-7）	先端科学技術に基づく医療機器や新化学材料に基づく製品・食品などの有効性と危険性を、科学的解析と定量的評価により、コストも考慮した安全基準を構築、導入するレギュラトリー科学を実践するセンターを構築する。	横浜国大未来情報通信医療社会基盤センター、安心・安全の科学研究教育センター、自然科学系3社会科学系1研究院、横浜市大医学研究科・附属病院、PMDA、NICT、オウル大学、CWC日本	経済産業省 厚生労働省 文部科学省		新規	新規予算制度の創設	1回目	経済産業省医薬品局医療機器・再生医療等製品担当参事官室		B		事業内容について、本件は、レギュラトリーサイエンスに係る調査研究を主としていることから、（調査研究自体ではなく）当該事業の成果を事業化する段階において、「医療機器開発支援ネットワーク」の活用等が想定される。		b	現行の予算制度については理解したが、当該案件については、事業を切り分けて行うものではなく、各事業が密接に関連する総合的なプロジェクトであるため、関係府省の予算を集約するか、メインとなる省庁の予算で省庁横断的に執行をしていく必要がある。そのため、ご提示いただいた既存予算制度を活用していくのであれば、研究から その成果を事業化するまでの一体的な支援をお願いしたい。 なお、我が国の特許技術を中心として成立した国際標準IEEE802.15.6に準拠した医療用無線BAN（ボディエリア・ネットワーク）等、我が国が世界に誇る先端科学技術に基づく医療機器等を、すでに連携協働の多くの実績のある先進国（フィンランド等）と技術およびレギュレーション上で連携を深め、すでに連携体制が整った新興国（アブダビ首長国等）と大規模な社会・臨床試験や認証を、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略特区において実施し、新医療グローバルビジネスを米国などより早期に成功させるためには、本事業が、今こそ必要である。特に、科学技術イノベーションと医療グローバルビジネスの間の困難な壁を乗り越えるために、本事業の特長である国際標準化とレギュラトリーサイエンスは現在および今後の我が国の世界戦略に極めて有効である。		経済産業省から、「医療機器開発支援ネットワーク」の活用により、実現可能である旨の回答があったとろ、指定自治体は「医療機器開発支援ネットワーク」を活用していくのであれば、研究と事業化を切り分けることなく一体的な支援を要望する旨の回答があったため、経済産業省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
														C		センターの業務やレギュラトリーサイエンス研究について、事業計画等が具体的に定まっていないことから、どのような支援ができるか判断できないため。		b	本事業は、革新的な医療機器等に対する安全性や有効性の具体的な評価手法を確立することにより、早期の実用化を図り、国民に最新の医療を速やかに提供するとともに、先端科学技術による効率的な治験データ収集や経済的な市販後治験等による危険性のリスク管理を組織的に行い安全性を確保することが目的である。そのためには、最新技術を活用した医療機器の評価基準の定量化やその測定法、評価法の研究や開発支援はかりでなく、安全上のリスクを解消する科学技術を研究開発、提供するとともに、新たなレギュレーションの技術基準の策定に協力し、さらにそうした評価法等を実践できる人材育成を行うものである。特に、貴省におかれては、医療機器のグローバル治験、グローバルビジネスを、我が国のリーダーシップの下に推進するために、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略特区を活用し、評価法の研究開発に係る支援として、センターの整備、評価手法の研究、治験の実施などの面で支援をお願いしたいと考えている。 医療用無線 BAN（ボディ・エリア・ネットワーク）に代表される我が国発の先端科学技術を活用した最先端医療機器により、国際競争をリードするためには、国際標準化を視野に入れた評価手法（レギュラトリーサイエンス）の確立と、より一層の研究開発が必要であるため、特段のご配慮をいただいた上で、それを支援する競争的資金等の制度を新規に創設していただけるよう、ご検討をお願いできればと考えております。		厚生労働省から、研究についての事業計画等が具体的でなく、どのような支援ができるか判断できないと回答されているところであるが、指定自治体は、厚生労働省より提示された回答について検討を行い、事業内容等を具体化した上で、支援を要望する旨の回答があったため、厚生労働省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
														Z		指定自治体と対面協議を実施したが、書面での提案内容と対面協議での要望内容に違いがあったことから、指定自治体におかれては、要望内容を具体化し、関係大学等とも調整をされた上で、再度御相談いただきたい。		b	本事業は、革新的な医療機器等に対する安全性や有効性の具体的な評価手法を確立することにより、早期の実用化を図り、国民に最新の医療を速やかに提供するとともに、先端科学技術による効率的な治験データ収集や経済的な市販後治験等による危険性のリスク管理を組織的に行い安全性を確保することが目的である。そのためには、有効な新医療機器に必要な先端科学技術や、医療機器の有効性（ベネフィット）と危険性（リスク）を科学的に解析、評価する手法の研究や開発とともに、その国家レベルの社会サービスやグローバルビジネスを成功させるためのマネージメントや法的な保障を、総合的に教育する必要がある。そのためには、横浜国立大学のような自然科学系部局（工学、環境情報、都市イノベーション）と社会科学系部局（経済、経営、法学、教育人間学）からなる大学による、大学をあげての文理融合による研究、教育が有効である。こうした中、貴省におかれては、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略特区を活用した、研究開発、標準化、社会・臨床実験、解析評価、法制化、認証、ビジネス等を実践できる研究者、医療従事者、行政職、経営者などの広範な人材を育成する教育プログラム、研究開発を通じた人材育成（OJT）などの面で支援をお願いしたいと考えている。 代表例として、医療用無線BAN（ボディ・エリア・ネットワーク）という我が国発の技術を活用した最先端医療機器により、国際競争をリードするためには、国際標準化を視野に入れた評価手法（レギュラトリーサイエンス）の確立はもとより、そうした手法を実践できる国際的に通用する人材育成が不可欠であるため、特段のご配慮をいただいた上で、それを支援する競争的資金等の制度を新規に創設していただけるよう、ご検討をお願いできればと考えております。		文部科学省から、書面での提案内容と対面協議での要望内容の相違について、また、要望内容を具体化し関係大学等との調整をするよう回答されているところであるが、指定自治体は文部科学省より提示された回答について検討を行い、要望内容を具体化した上で回答を行ったため、文部科学省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
						横浜国立大学法人支援課	文部科学省国立大学法人支援課				2回目	経済産業省商情局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室		B		第1回書面協議において回答いただいた「研究からその成果を事業化するまでの一体的な支援をお願いしたい。」という要望は、正に「医療機器開発支援ネットワーク」事業のコンセプトとなる。 その為、現行制度（ネットワーク事業）で十分対応可能となるため、積極的に活用いただきたい。 （※医療機器開発支援ネットワーク・・・事業者・大学による医療機器の開発・事業化を推進するため、関係各省（内閣官房、文科省、厚労省、経産省）や専門支援機関、地域支援機関が連携し、開発初期段階から事業化に至るまで、「伴走コンサル」として切れ目ないワンストップ支援を行うもの。）		b	・経済産業省からの回答の通り、研究から事業化まで一体的に推進する上で、H27年度経産省エネ庁補助事業「アブダビの通信会社および大学と共同した医療分野に活用可能な通信技術の実証とそれを通じた人材育成」と連動し、国内ネットワークだけではなく国際ネットワーク化することにより、H28年度以降、「医療機器開発支援ネットワーク」を活用することとしたい。 ・具体的には、レギュラトリーサイエンスに基づく先端科学技術による医療機器の研究開発から薬機法承認、中東、アフリカ、アジア、南米へのグローバルビジネス展開を行うためには、経産省と厚労省の連携が必須である。 ・さらに、我が国主導で国際標準化IEEE802.15.6に成功した医療用無線ボディエリアネットワーク（BAN）に代表される先端医療機器を、神奈川県（京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区、国家戦略特区）と、文科省との連携により、レギュラトリーサイエンスの教育、活用には、科学技術イノベーションに必要な自然科学と、グローバルビジネスと法制・行政に必要な社会科学の文理融合の横浜国立大学が連携することで、実績のあるフィンランド、米国、シンガポールの国際医療ネットワークを活用できる。		経済産業省から、本事業に係る財政支援要望については既存の「医療機器開発支援ネットワーク」の活用により実現可能との見解が示され、指定自治体も当該ネットワークを活用する意向を示していることから、協議を終了する。 但し、要望が実現できないことが明らかとなり、指定自治体が再協議を希望する場合は経済産業省と改めて協議を行うものとする。	Ⅰ
												厚生労働省医薬食品局医療機器・再生医療等製品担当参事官室		C		我が国発の先端科学技術を活用した最先端医療機器の開発については、 ⑴ 医療機器の開発の迅速化及び医薬品医療機器法審査の円滑化に資する評価指標の検討、作成を行うため、経済産業省と合同で検討会を設置していることや ② 厚生労働科学研究補助金により医療機器の評価に係る研究の実施の枠組みにより、対象となる製品群ごとに適用されるべきレギュラトリーサイエンスの研究成果等をおのおの踏まえながら、評価指標を検討しているところである。 今回の提案では、レギュラトリーサイエンス研究について、具体的な機器の開発計画が示されておらず、どのような支援（全国的なものか等）ができるか判断できない。（不明な点が多く判断が困難。） （不明な点） ○　情報技術(ICT)を使用したネットワークサービス（医療用無線BAN）の研究か、医療機器の研究か、計画の内容を明確に示していただく必要がある。 ○　医療機器の研究の場合、具体的に何の機器を開発する計画か。（県の薬務課等で開発予定の製品が、医療機器に該当するか確認が取れているとなおよい。） ○　また、医療機器の研究の場合、どのような医療の場で使用され、どのような使用目的か、またどのようなスペックの製品を目指しているか等を盛り込んだ開発計画の提示を求めたい。同計画中、困難な点について、国の支援が必要だとする説明も必要。 ○　その上で、研究費の支援要請となれば、厚労省に期待する研究費の範囲を明確に示してほしい。（医療分野における開発経費とすればAMED及び厚労省内の複数部課にまたがる可能性があり、調整が必要。）		b	貴省の不明な点について、下記のとおり回答したい。 Q1: 医療機器無線BANの研究か、医療機器の研究か、計画の内容を明確に。 A1:特区における実績のある医療機器無線ボディエリアネットワーク（BAN）を中心とする先端情報通信技術（ICT）に基づく医療機器の研究だけでなく、実用機器の開発と、グローバルビジネスに必要な標準化（市場確保）と法制化（薬機法承認）を推進する。 Q2:医療機器研究の場合、具体的に何の機器を開発する計画か。 A2:特区における実績のある医療機器無線BANを中心とする先端情報通信技術（ICT）に基づく医療機器から共通なアプローチにより発展させ、ダビンチのような先端ロボット技術に基づく遠隔医療機器や、バイオマーカーなどの先端生化学技術に基づく医療機器など、およびそれらがネットワークで接続された統合医療ネットワークシステムを対象とする。また、その実現に必要なマテリアルも含む。 Q3:医療機器研究の場合、どのような医療の場で使用されるか、スペック等を盛り込んだ開発計画の提示。 A3:病院に限らず、家庭、オフィスなどの生活環境のあらゆる場面での医療（ユビキタス医療）を環境で使用される。特に、神奈川県の「未病プロジェクト」に代表されるように、病人だけでなく、健常人から病人予備軍も含めた国民全員を対象とする。 本事業の特長は、日本が先端科学技術による医療機器に関するグローバル治験・グローバルビジネスの中心となることを目標とし、最終的に、ソフトウェアの更新も前提とした医療機器の自動認証システムや市販後治験システムも含めた、医療機器の安全性と経済性を常時検証できる環境を提供する。 Q4: また、困難な点について、国の支援が必要であるという説明。 A4: 薬機法などの法制（厚労省）、国際ビジネス・標準化（経産省）、人材育成・大学活用（文科省）省庁間の連携なくして、実行できない。特に、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略特区において、逸上国との新規グローバルビジネス・社会サービス・人材育成、先進国との協働研究開発・国際標準化・法制化（グローバル治験）を推進するために、国による支援が不可欠であります。 Q5:厚労省に期待する研究費の範囲。 A5:厚労省所管のPMDA、医療研究機関との連携に必要な活動資金、新規医療機器の試作、治験データ収集・解析設備、検証に必要な測定機器やソフトウェアの経費、国際連携活動に必要な人材雇用、旅費、事務経費など。		厚生労働省より、レギュラトリーサイエンス研究については、機器の開発計画等不明な点が多く、支援可能か判断できないため、対応しないとの見解が示されたことに対して、指定自治体から上記不明点についての説明がなされたうえで、厚生労働省の回答に対して、国の支援制度が必要であるとしつつも了解していることから、協議を終了する。	Ⅴ
												文部科学省国立大学法人支援課		Z		横浜国立大学における教育課程・教育研究組織に関する内容であると考えられることから、大学との調整を行い、構想を具体化した上で、必要に応じ、横浜国立大学の予算要求として御相談いただきたい。		b	・本事業の趣旨は、科学技術イノベーションによる医療機器の社会導入、ビジネスに必要なレギュラトリーサイエンスを、学部生、大学院生に対する教養教育、専門教育として行うばかりでなく、レギュラトリーサイエンスを実践できる国際的に通用するリーダーとなる社会人、大学院生を育成であるということにある。 ・その理由は、従来、先端科学技術があっても、その社会実装、グローバルビジネスを成功させるために必要なリスク管理、国際戦略を論理的に組み上げ、他国も含めた産官学情勢を踏まえたリーダーがわが国に不足しており、その養成が急務であるからである。 ・レギュラトリーサイエンスに基づき、革新的な医療機器等に対する安全性や有効性の具体的な評価手法を、医療機器の有効性（ベネフィット）と危険性（リスク）を科学的に解析、評価する手法の研究や開発とともに、その国家レベルの社会サービスやグローバルビジネスを成功させるためのマネージメントや法的な保障を、総合的に教育する必要がある。そのためには、横浜国立大学のような自然科学系部局（工学、環境情報、都市イノベーション）と社会科学系部局（経済、経営、法学、教育人間学）からなる大学による、大学をあげての文理融合による研究、教育が有効である。 ・そのために、レギュラトリーサイエンスに精通し、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を活用した、研究開発、標準化、社会・臨床実験、解析評価、法制化、認証、ビジネス等を実践できる研究者、医療従事者、行政職、経営者などの広範な人材を育成する教育プログラム、研究開発を通じた人材育成（OJT）などの面で支援をお願いしたいと考えている。 ・なお、その実施のために、横浜国立大学が貴省リーディング大学院プログラム申請に向けて策定した「デベンダブル未来社会イノベーション創生リーディング大学院 レギュラトリ科学に基づく横浜エリート 自然・社会科学（Yokohama Elite Natural & Social Sciences: YES）総合学位プログラム」（H25年度不採択）を活用することにより、十分な準備ができている。		文部科学省から、本事業は横浜国立大学における教育課程・教育研究組織に関する内容であることから、同大学への予算要求により対応すべきとの見解が示されたが、これに対して指定自治体は、国際総合戦略特区としての支援を要望している。指定自治体の要望の実現には、本事業の内容等につき検討する必要があるが、これについて、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。	Ⅳ

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
96	国際	5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	人材育成・確保推進事業	航空機関連企業において若手労働者への技能継承面でも重要な役割を果たすベテラン労働者（高齢者）の継続的な雇用を図る。	航空機関連企業（雇用主）	厚生労働省	「高年齢雇用継続給付金」	拡充	現在、定年延長や再雇用制度により、高齢者を継続雇用している場合、その労働者は「高年齢雇用継続給付金」を受給できるが、雇用される企業から支払われる賃金が満60歳到達前の75%以下でなければ給付金は支給されず、また、当該給付金を満額受給するためには、継続雇用時の賃金が満60歳到達前賃金の61%以下に低下していることなど多くの要件となる。この要件を以下のとおり廃止、緩和することを要望する。 ①現在の「高年齢雇用継続給付金」制度における支給要件である、「継続雇用される企業から支払われる賃金が満60歳到達前の75%以下でなければならない」という要件を廃止、継続雇用する企業が満60歳到達時賃金の75%以上を支給する場合にも給付金が受給できるようにする。 ②「60歳到達時の賃金月額が447,300円を超える場合は60歳到達時の賃金月額を447,300円とする」という要件を廃止する。 ③「賃金＋給付金の合計が340,761円を超える場合、給付金は（340,761円-支給対象月の賃金）円」という要件を「賃金＋給付金の合計が60歳到達時の賃金月額を超える場合、給付金は（60歳到達時の賃金月額-支給対象月の賃金）円」に緩和する。	1回目	厚生労働省 職業安定局雇用保険課	高年齢雇用継続給付	C		高年齢雇用継続給付は、全国の労働者及び使用者の方々から一律に頂いた保険料を原資として、全国一律の給付水準で運営している。ご提案のように、特定の地域に偏重して高年齢雇用継続給付を上乗せ支給すると、保険事故以外の事由により給付内容に差が生じ、不公平な制度となるため、その他の地域で保険料を負担している人々の理解が得られず、実現は困難である。 なお、高年齢雇用継続給付の支給要件については、雇用保険料を負担する労使の代表による議論を経て適切とされた水準に設定しているものである。		d	航空機産業は、今後高い成長の見込まれる産業であり、特に航空機の開発サイクルが長いことから、人材育成のための指導者を確保することも課題である。知識及び経験豊富な高年齢者を最大限活用することが必要であり、航空機産業の特殊性を御理解いただきたい。今年度は、事業者において現行の制度を活用することとするが、今後更なる制度拡充について検討・協議したいと考える。		厚生労働省より、実現困難な理由として、全国の労働者及び使用者の方々から一律に頂いた保険料を原資としていることが挙げられている。 これに対し、指定自治体より、航空機産業の特性や特区制度の趣旨を考慮するよう要請があった。 両者の主張には、見解の相違があったものの、今年度については、現行制度のもと活用していく意向であるため、協議を一旦終了する。 今後、指定自治体および厚生労働省は、それぞれの回答を踏まえ、他の手段等を含め検討し、別途協議を行っていくこと。	Ⅳ
											2回目											
97	国際	5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	人材育成・確保推進事業	高度な技能や特殊工程についての知識・技能を持つ航空機関連の生産職人材の育成・雇用を図る。	航空機関連企業（雇用主）	厚生労働省	「キャリアア形成促進助成金」、「キャリアアップ助成金」	拡充	航空機産業は、他業種と比較して、工程が多くかつスキルレベルが高度であるが、少量多品種生産のため、生産現場では手作業が多く、多数の生産職が必要となる。しかし、高度な技能や特殊工程についての知識・技能を持つ生産職の採用は、日本を代表する航空機メーカーにおいても容易ではなく、人材の確保・育成に慢性的に苦慮しているのが現状である。そうした中、今後、ボーイング787の増産が見込まれるなど、生産職の確保について、さらに懸念される状況にあることから、生産職人材の育成・雇用に対する支援を行う必要がある。 このため、正規労働者対象の「キャリア形成促進助成金」について、「一般型訓練」の対象事業主に大企業を追加するとともに、非正規労働者対象の「キャリアアップ助成金」について、大企業の助成単価を中小企業と同じ額に引き上げる。	1回目	①厚生労働省 職業能力開発局育成支援課 ②厚生労働省 職業能力開発局実習併用職業訓練推進室	①「キャリア形成促進助成金」 ②「キャリアアップ助成金」	①B ②C		①平成27年度予算において、航空機産業を含む製造業等で厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練を実施する企業（大企業を含む）・事業主団体等を対象に経費助成・賃金助成等を行う「ものづくり人材育成訓練」メニューを創設するなど制度の拡充を図ったところであり、製造業はこの対象となりうることから、当メニューを積極的にご活用いただきたい。 ②非正規雇用労働者を対象とした「キャリアアップ助成金（人材育成コース）」については、中小企業は一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であり、人材育成が困難な状況等にあることから、助成額を手厚くしているところであり、限られた財源の中でより高い政策効果を上げる観点から、大企業の助成単価を中小企業と同じ額に引き上げることは困難である。		d	①制度拡充部分については、非常に感謝している。航空機製造は人材不足が大きく懸念されており、人材の確保と、安全性に関わる航空機の製造を担える人材の育成のため、これらに係る助成は重要と考える。今年度は、現行及び改正後の制度を活用することとするが、今後更なる制度拡充（中小企業同等への拡充、大企業が利用することで、関連する中小企業へ制度利用への周知ができ、中小企業の制度利用促進に繋がる。）について検討・協議したいと考える。 ②航空機製造は人材不足が大きく懸念されており、人材の確保と、安全性に関わる航空機の製造を担える人材の育成のため、これらに係る助成は重要と考える。今年度は、現行の制度を活用することとするが、今後更なる制度拡充（非正規雇用労働者の減少や非正規雇用者の処遇改善を図るための制度と考えると中小企業と同等までとはいかないものの大企業であっても助成単価が少しでも引き上げられることにより、非正規雇用から正規雇用への切り替えの動機付けとなり地域の安定した雇用の拡大に寄与できる。また、大企業が利用することで、関連する中小企業へ制度利用への周知ができ、中小企業の制度利用促進に繋がる。）について検討・協議したいと考える。		①については、今年度の制度拡充により、現行制度にて対応可能の結論が得られたが、指定自治体より更なる制度拡充の要望があった。 ②については、厚生労働省より、実施困難な理由として、中小企業の財政基盤が大企業に比べ一般的に脆弱であることが挙げられている。これに対し、指定自治体からは大企業から中小企業への波及効果等を理由に、引き続き検討・協議したい意向であった。 ①ごとに、両者の主張には、見解の相違があったものの、今年度については、現行制度のもと活用していく意向であるため、協議を一旦終了する。 今後、指定自治体および厚生労働省は、それぞれの回答を踏まえ、他の手段等を含め検討し、別途協議を行っていくこと。	Ⅳ
											2回目											
119	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	港湾コストの低減（阪神国際港湾株式会社に対する荷役機械整備に対する支援）	神戸港 ポートアイランド2期　ガントリークレーン2基 六甲アイランド　ガントリークレーン5基 大阪港 夢洲　ガントリークレーン2基、テナー8基等	阪神国際港湾株式会社	国土交通省		新規	埠頭阪神国際港湾株式会社が大型船に対応した高規格コンテナターミナルの荷役機械の整備に当っては、従来の荷役機械よりも高性能となり、整備費が高くなることから、従来の賃付制度では、リース料が高くなり、釜山港等に対抗できないため、補助制度創設（1/2補助）によりリース料を引き下げる。	1回目	国土交通省 港湾局計画課	無利子貸付	B		高規格コンテナターミナルの荷役機械等の整備については、既存の制度として無利子貸付制度が活用可能である。なお、ご提案の補助制度の創設については、必要性、緊急性、代替性、公益性等に関して慎重に検討を行う必要があり困難な状況であるが、国としては、　平成23年度に港湾運営会社が整備する荷役機械等への無利子貸付制度を拡充するとともに、平成26年度に、港湾運営会社に対する国の出資を可能とする制度を創設し、港湾運営会社が行うコンテナ貨物の集貨のための事業に対する補助制度を創設するなど、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社の取り組みに対し、総合的な支援を推進してきたところである。		c	高規格コンテナターミナルの荷役機械等の整備については、既存の制度として無利子貸付制度が活用可能であること、また平成23年度に港湾運営会社が整備する荷役機械等への無利子貸付制度が拡充されたこと、さらに港湾運営会社が行う集貨事業に対する補助制度が創設されていることも、理解しています。 しかしながら、メガキャリアによる新たなアライアンスの躍成や、コンテナ船の更なる大型化、それらによる寄港地の絞り込みなど、海運・港湾を取り巻く状況は刻々と変化し、さらに厳しさを増しています。このような状況のもと、時代の要請やユーザーニーズに的確に対応していく必要があり、そのためには、現在の各施策の継続的な実施のみならず、抜本的なコスト削減策の実現が待ったなしの状況であると考えます。 そのような状況であるにも関わらず、無利子貸付制度があれぼそれで十分としている理由についてご教示頂きたい。 また、平成26年度国との協議において当該施設の整備は、使用料収入で費用を回収すべきとの観点から国庫補助ではなく無利子貸付制度で実施してきた」と回答ありましたが、国際戦略港湾以外の地方港湾においては、ガントリークレーンの補助制度が活用できるなど、補助制度化の必要性や公益性については、既に認められているものと考えます。 それにも関わらず、「国際戦略港湾においてはその制度化の必要性、緊急性、代替性、公益性等に関して慎重に検討を行う必要がある」とされていることについて、どのような課題があるのか、具体的にご教示頂きたい。さらに「制度化が困難な状況である」とする理由についてもご教示頂きたい。 阪神港では、昨年12月に阪神国際港湾株式会社に対して国の出資が行われ、国が同社の筆頭株主となったことは、同社に対する国の役割が大きく転換されたものと言えます。 国際戦略港湾において、競争力ある港湾コストを実現するためには、更なる整備コストの削減が求められる状況下において、国策会社となった同社に対しては、国が前面に立って強力な支援を実施し、同社の負担をさらに軽減し、国際戦略港湾の競争力を強化していく必要があると考えます。		国土交通省から、既存の制度として無利子貸付制度が活用可能であり、補助制度の創設については、必要性、緊急性、代替性、公益性等に関して慎重に検討を行う必要があり、対応が困難であると、回答されているところ。指定自治体において国土交通の回答について検討を行い、回答があったため、国土交通省は、指定自治体より示された回答に対して、その内容を精査し、対応の可否や条件・代替案について、協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目											
150	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	オープンイノベーションセンター整備事業	国立循環器病研究センター（以下「国循」という。）の移転建替に合わせ、移転先の大阪府吹田市 吹田操車場跡地の一部を、関西イノベーション国際戦略総合特区に指定し、国循を核とする医療クラスターとして、最先端の医療技術開発や「循環器病の予防と制圧」のための拠点の形成を目指しているが、その一環として、国循の建替にあたり、国循内に、国循の病院及び研究所、並びに強力な産学官連携体制の下、企業、大学、異分野領域の研究者が同じ施設内に集まり、世界をリードする最先端の医療技術開発拠点となる「オープンイノベーションセンター」を整備する。	独立行政法人国立循環器病研究センター	厚生労働省	国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金	拡充	「国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」の弾力的な運用をお願いしたい	1回目	厚生労働省 医政局医療経営支援課	施設整備費補助金	B		「国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」の交付要綱に基づき、弾力的な財政支援ができるよう対応してまいりたい。		a	平成28年度予算において必要な予算が確保されるよう、引き続き検討をお願いしたい。		厚生労働省から、「国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金」の交付要綱に基づき、弾力的な財政支援ができるよう対応していく旨の見解が示され、今後指定自治体の意望の実現に向け対応することから協議終了。厚生労働省は、検討に当たり、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											
215	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム（富山型デイサービス）施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	高齢者、障害者、児童等多様な利用者を同時にケアする富山型デイサービスでは、職員の負担が大きいことから、介護報酬上、「地域共生加算（仮称）」の創設を求める。	1回目	厚生労働省老健局振興課	介護保険法	C		介護報酬は、国費や2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容は介護保険制度の根幹に関わるもの。社会保障審議会介護給付費分科会の審議を経て全国一律の基準として決定されるべきものであることから、特区制度の枠の中で地域限定的に特例を認めることはできない。		C	・近年、高齢者の利用が依然として主であるものの、富山型デイ事業所における障害者（児）の利用ニーズが増加しており、それが介護保険サービスと基準該当障害福祉サービスの報酬差から事業所運営を不安定にしている。このまま地域のニーズに応えれば、サービス提供が成り立たなくなる懸念があり、富山県が目指す身近な地域での共生（富山型デイサービス事業所数128→140箇所、H33:200箇所）の実現が極めて困難となる。そこで、障害福祉サービスの報酬や介護報酬において地域共生加算（仮称）を創設することにより、富山型デイ事業所の運営安定化だけでなく、富山型デイに取り組む高齢者デイ事業所の拡大を図るべきと考える。 ・地域共生加算（仮称）は、介護保険サービス利用者が共生型サービスから受ける効用について応分の負担をする提案であると同時に、障害福祉サービス（生活介護）の利用者が65歳になって介護保険サービス（通所介護）を利用する場合でも、障害福祉サービスを利用し続ける場合でも、報酬に差が生じることが無いようにするという制度間のギャップを埋めようとする提案でもあるから、特区にこだわるものではなく、むしろ全国展開が望ましいものと考える。 ・総合特区制度は、地域資源を最大限活用し、地域力の向上を図るために政策パッケージ（規制の特例措置と財政支援措置等）を講じるものであるから、少なくとも特区制度を活かして、地域の小さな拠点である富山型デイ事業所が経営困難に陥ることのないよう特例措置について前向きに検討されたい。		厚生労働省から、介護報酬は全国一律のものであり、地域共生加算（仮称）の創設や地域限定的な特例を認めることはできない、と回答されているところである。 一方、富山県としては、地域共生加算（仮称）の創設を求めているが、これは制度間のギャップを埋めようとする提案であり、特区に限らず全国展開が望ましいものと考えていることから、厚生労働省において対応の可否について再度検討の上、引き続き協議を行うこと。 また、富山県は「富山型デイ」の効果、必要性、通常の事業所より経営的に困難であることについて、定量的に根拠を示すこと。	Ⅳ
											2回目	厚生労働省老健局振興課 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	介護保険法 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C		介護報酬等は、社会保障審議会介護給付費分科会の審議等を経て決定されるものであり、特区制度による財政支援措置としては対応できない。		c	・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などを制度に基づきサービスが縦割りで提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要がある」として、機能・サービスを集約化した「小さな拠点」（多世代交流・多機能型拠点）の形成推進を謳っている。一方で、介護報酬等の改定により、高齢者デイ事業所に比べて2割強も少ない収入の中では、安定した事業運営が見込めないことから、その広がりには限界があると考えるが、厚生労働省では、どのように「小さな拠点」づくりを推進していくのかご教示いただきたい。		厚生労働省から、介護報酬等は特区制度による財政支援措置としては対応できないとの見解が示された。 これに対し富山県は、介護報酬等の改定により、富山型デイ事業所は高齢者デイ事業所に比べて収入が少なく、安定した事業運営が見込めないところ、厚生労働省が、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる「小さな拠点」の形成推進を、どのように進めていくのか見解を求めている。しかし、今回の協議の中で結論を得ることは困難であることから、いったん協議を終了する。	Ⅳ

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
216	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム（富山型デイサービス）施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	基準該当事業所は、指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行った場合、基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施される送迎を除き、報酬上の加算が適用されていない。そのため、送迎に係る加算だけでなく、指定障害福祉サービスで適用されるその他の加算を、基準該当サービスでも適用するよう求める。	1回目	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C		基準該当障害福祉サービスについては、指定障害福祉サービスとしての基準を満たしていなくても、介護保険事業所等の人員基準、設備基準等を満たしている場合に、市町村の裁量で、障害福祉サービスの実施を可能とする特例的な性格を持つものである。 一方、報酬の加算は、指定障害福祉サービスとしての基準を満たした上で、追加の支援や質の高いサービスを提供する事業者を上乗せで評価するものであり、基準該当障害福祉サービスに対して加算を行うことは適当ではない。また、基準該当障害福祉サービスについては、定員超過の場合や人員欠如の場合の減算も行わないこととしており、それにより、指定障害福祉サービスとの公平性を確保している。 また、報酬は、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため、そもそも、特区において特例的に加算を算定できるようにする取扱いは適当ではない。		C	・基準該当障害福祉サービスは、地域に指定障害福祉サービスを受けることが困難な障害者が存在するという現実の下に提供されている。富山型デイ事業所は、指定障害福祉サービスを補完しているため、指定障害福祉サービス事業所と同様に評価されるべきである。 ・したがって、単に加算のみを提案するものではなく、適正な報酬上の措置を求めるものであり、また、基準該当障害福祉サービス自体が特例的な性格を有することから、報酬であっても、特区内で特例措置を講じることは可能だと考える。 ・富山型デイサービスは、住宅地に小規模な形で運営されており、風通しがよい（虐待の懸念がない）ことから、障害者の地域移行・地域定着を促進させると考えるが、厚生労働省があくまでも指定障害福祉サービスを強く推進する理由とは何かをご教示いただきたい。		厚生労働省からは、基準を満たし、「指定」を受けている障害福祉サービスと特例的な「基準該当」の障害福祉サービスとで、同じように加算を認めることは、公平性の確保という観点から適当でなく、また報酬は、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため、そもそも、特区において特例的な措置を講ずることはできない、と回答されている。 これに対し、富山県は「基準該当」の障害福祉サービス自体が特例的な性格を有することから、報酬であっても、特区内で特例措置を講じることは可能ではないかとの見解であり、また、富山型デイサービスのような運営形態を促進させるべきと考えている。 厚生労働省において、報酬の特例措置を講じることの可否について、代替案の提示も含め再度検討の上、引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C		指定障害福祉サービスについては、厚生労働省令で定める人員基準、設備基準及び運営基準を満たすとともに、障害者総合支援法において、都道府県知事等に対し、指定事業者に対する勧告、命令、指定の取り消し及び効力の停止等の処分に関する権限を付与していることから、基準該当サービス以上に質の確保や虐待の防止等が図られると考えている。 また、基準該当障害福祉サービスは特例的性格を有するものではあるが、全国的な仕組みとして設けている以上、報酬も全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、全国の事業所の経営実態やサービスの提供状況等を踏まえて検討すべきものであることから、特区の議論にはなじまないと考える。		c	・富山型デイサービス事業所は、基準該当障害福祉サービス事業所であるものの、介護保険サービスの指定事業所であることから、介護保険法において都道府県知事等に一定の権限が付与されており、指定障害福祉サービス事業所よりもサービスの質の確保や虐待防止対策の面で措置されていないという指摘は当てはまらない。 ・この提案は、本県が総合特区制度を活用して地域活性化に取り組む上で必要不可欠な支援措置であることから、示された見解を受け入れることはできない。一方、富山型デイサービス事業所が障害福祉サービス、介護保険サービスの両方の指定事業所となることができれば実質的に提案内容が実現するため、こうした規制緩和措置についても併せて検討いただきたい。		厚生労働省から、指定障害福祉サービスについては、基準該当サービス以上に質の確保や虐待の防止等が図られると考え、また、基準該当障害福祉サービスについては、特例的性格を有するものではあるが、全国的な仕組みとして設けている以上、報酬も全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、特区の議論にはなじまないとの考えが示された。 これに対し富山県は、富山型デイサービス事業所は、基準該当障害福祉サービス事業所であるものの、介護保険サービスの指定事業所であり、指定障害福祉サービス事業所よりもサービスの質の確保や虐待防止対策の面で措置されていないという指摘は当ではまらないとの見解であり、報酬については、特区としての支援が不可であれば、富山型デイサービス事業所が障害福祉サービス、介護保険サービスの両方の指定事業所となることができるような規制緩和措置の検討を求めている。 これらについて、今回の協議の中で結論を得ることは困難であることから、一旦協議を終了する。	Ⅳ
230	地域	11	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参入支援事業	医療機器等の研究開発に対する支援	医療機器関係事業者他	経済産業省	戦略産業支援のための基盤整備事業	拡充	上限額の撤廃	1回目	経済産業省商情局ヘルスケア産業課 医療・福祉機器産業室	医工連携事業化推進事業	C		医工連携事業における上限額の撤廃に関しては、予算総額の制約下において、一定の採択件数の確保、中小企業における事業規模などを勘案して設定していることから、引き続き、上限額内で適切な執行に取り組んでいく。		b	経済産業省の見解について了解しました。 医療機器等の開発にあたっては、莫大な費用と時間が必要であることから要望したものです。 医工連携事業化推進事業は、技術力はあるものの資金力に乏しい中小企業にとって貴重な支援事業であることから、引き続き予算額、採択件数等の確保や拡充をお願いいたします。		経済産業省から、医工連携事業における上限額の撤廃を求める提案については、引き続き、上限額内で適切な執行に取り組んでいき、要望には対応しないとの見解が示されたが、指定自治体は引き続き予算額、採択件数等の確保や拡充を求めている。 今後、指定自治体及び経済産業省は、それぞれの回答を踏まえ、他の手段等を含め検討し、別途協議を行っていくこと。	Ⅳ
											2回目											
231	地域	11	ふじのくに先端医療総合特区	医療機器等開発・参入支援事業	県が新たに整備する研究開発拠点に設置する機器に対して助成する。	静岡県、公益財団法人静岡県産業振興財団	経済産業省		新規	補助率の拡充	1回目	経済産業省地域経済産業グループ産業施設課	戦略産業支援のための基盤整備事業	C		本補助制度は自治体で作成した企業立地促進法の基本計画に基づき地域が主体的に取り組む事業に対する支援のため、事業実施主体に一定の負担を求める必要があり、また、被災地向けや中小企業向けといった他の補助制度とのバランスも踏まえれば、現行の補助率（1/2）が妥当であり、補助率の拡充は困難。また、補助率の拡充ができない場合は補助から委託に変更できないかというご提案については、本補助制度は先述の基本計画に基づき当該地域における集積業種に係わる施設や機器整備を補助対象としており、現行の補助制度が妥当。		b	経済産業省の見解について了解しました。 成長分野である医療健康産業については、静岡県としても、ファルマバレープロジェクトの推進や新拠点施設の整備などにより、支援を強化しています。 国においても、我が国の産業の国際競争力の強化と地域経済の活性化を図るため、引き続き、支援の継続や拡充をお願いいたします。		経済産業省から、戦略産業支援のための基盤整備事業における補助率（1/2）の拡充を求める提案については、現行の補助制度が妥当であるため対応しないとの見解が示されたが、指定自治体は引き続き支援の継続や拡充を求めている。 今後、指定自治体及び経済産業省は、それぞれの回答を踏まえ、他の手段等を含め検討し、別途協議を行っていくこと。	Ⅳ
											2回目											
259	地域	14	京都市地域活性化総合特区	国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	クロスメディア開発拠点、インキュベート施設、リエゾン・オフィス等を整備	京都府、京都市、京都クロスメディア・クリエイティブセンター	経済産業省		新規	クロスメディア展開による新産業を創出し、我が国のコンテンツ産業の海外展開を促進するため、京都クロスメディア・クリエイティブセンターの整備を支援し、それに係る重点的な補助制度等を創設	1回目	経済産業省商情局文化情報関連産業課		Z		対面協議において、京都府・京都市の提案が単に事業への国の支援を求めるものとなるのではなく、規制の改革を始めとする既存の施策体系の改善につながるものとなるよう再度提案内容の整理・検討等を行っていただきたいとの助言をしたところ、これに対し、京都府・京都市からは、助言を踏まえ、両自治体にて対応を相談し検討する旨の回答をいただいているところ。		a	コンテンツ産業振興の観点から規制緩和、財政的支援を総合的に勘案し、再度提案内容の整理、検討を行う。		経済産業省から、京都府・京都市の提案に対し、規制の改革を始めとする既存の施策体系の改善につながるものとなるよう指定自治体が再度検討すべき旨の見解が示され、これについて指定自治体が了解していることから協議終了。指定自治体は、総合特別区域基本方針の趣旨を踏まえ、既存の施策体系の改善や規制・制度改革に資するものとする方向で、提案内容の再検討を行うこと。	Ⅴ
											2回目											
264	地域	15	国際医療交流の拠点づくり（りんくうタウン・泉佐野市域）地域活性化総合特区	国際医療サポートセンター事業（医療通訳の育成）	医療に関する一定のレベル以上の知識及び通訳技術を持った医療通訳を育成する医療通訳育成講座の開催を実施する。	地方独立行政法人りんくう総合医療センター、一般社団法人IMEDIATA	厚生労働省	医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業	拡充	同事業の事業成果である「医療通訳育成カリキュラム」に基づき、認定病院等が実施する医療通訳の育成講座の実施費用の1/3を助成する。	1回目	厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室	医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業	C		厚生労働省では、外国人が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳育成テキストを作成・公表（平成26年9月）し、また、平成26年度より、医療通訳・医療コーディネーターを配置した地域の拠点となる医療機関への支援を行っているところであり、医療通訳育成講座に対して新たな財政支援を行うことは困難と考える。		b	医療通訳については、現行の「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」により、拠点病院が医療通訳の人件費の1/2の補助を受けるだけでなく、周辺病院等から外国人患者を受け入れる、あるいは、無料で医療通訳を派遣するなど負担が大きいものとなっている。 訪日外国人や在留外国人が増加している状況の中、医療通訳は今後ますます需要が高まることが予想されることから、医療通訳を拠点病院だけに配置するのではなく、広く配置されるよう、医療通訳の育成、雇用の場の確保などの環境整備を進め、医療通訳の全国的な普及に向けた検討を求めることを条件に了解する。		厚生労働省から医療通訳育成講座に対して、新たな財政支援を行うことは困難であるとの見解が示され、指定自治体は、厚生労働省に医療通訳の全国的な普及に向けた検討を求めることを条件に了解していることから、協議終了。	Ⅴ
											2回目											
390	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	スーパーエコシップ普及促進事業（スーパーエコシップ・フェーズ1普及促進事業の創設）	スーパーエコシップ建造の際の経済的支援を行うことで、スーパーエコシップの建造促進につながり、省エネやCO2削減を図る。	造船各社	国土交通省		新規	機構と費用を分担してスーパーエコシップ（SES）を建造する共有貨物船建造事業者に対して、SES化に伴い上昇する船価の2/3相当額を共有期間中の船舶使用料に対する経済的支援を行う。	1回目	国土交通省海事局総務課	スーパーエコシップ・フェーズ1普及促進事業	B		平成17年度から平成21年度まで実施された「スーパーエコシップ・フェーズ1普及促進事業」は、スーパーエコシップの普及当初に集中的に支援を行うことにより、スーパーエコシップの普及促進に弾みをつけるという時限的な支援策であり、施策の性格上、現時点において復活することはできないが、「スーパーエコシップ・フェーズ1普及促進事業」終了後も、スーパーエコシップには引き続き船舶使用料の最優遇軽減率を適用しているところである。また、今年度より、船舶使用料の軽減率を拡充したところである。		a	スーパーエコシップ普及促進のために本提案を行っており、国土交通省としても船舶使用料の最優遇軽減率を適用し普及促進に取り組んでいる。今年度からはさらに軽減率を拡充していることから、スーパーエコシップの普及促進に対して前向きであることから担当省庁の見解を受け入れるもの。 なお、今後は船舶使用料の軽減率拡充によるスーパーエコシップ普及促進の推移をみながら、特区制度を活用した取組を検討していきたい。		国土交通省から、スーパーエコシップ普及促進に係る財政支援要望については、船舶使用料の最優遇軽減率を適用しており、今年度より船舶使用料の軽減率を拡充したところで、現行制度の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となるため協議終了。	Ⅰ
											2回目											
391	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	スーパーエコシップ普及促進事業（エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の拡充）	既存のエネルギー使用合理化等事業者支援補助金の拡充を行うことで、制度の利便性を図り、スーパーエコシップの建造促進を行い、省エネやCO2排出量削減を図る。	造船各社	経済産業省	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	拡充	複数年事業を利用した船舶への建造に配慮した事業期間の拡充。	1回目	経済産業省資源エネルギー庁省都部省エネルギー対策課	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	B		平成27年度においては、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の「年度またぎ事業」を活用することで対応可能。 なお、「年度またぎ事業」は、国庫債務負担行為という国の財政上の特別な措置によるものであり、その措置を採る必要性については、特区側からの具体的な要望をもとに検討してまいりたい。		a	現行制度の「年度またぎ事業」で対応可能ということであり、同事業を利用する際には本特区側の具体的な要望をもとに検討を行うとの回答を得たため、担当省庁の見解を受け入れるもの。		経済産業省から、スーパーエコシップ普及促進に係る財政支援要望については、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の「年度またぎ事業」の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議終了。「年度またぎ事業」の活用の可否については、指定自治体が経済産業省に具体的な要望を示し、個別に協議を行うこととする。	Ⅰ
											2回目											

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
392	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	各種海洋エネルギー技術開発事業の実証フィールド優先活用	海洋エネルギーの導入促進、実証フィールドの利活用促進及び地域の関連産業の活性化を促進するとともに、海洋基本計画において「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」と位置付けられている「海洋再生可能エネルギー実用化に向けた技術開発の加速、海洋再生可能エネルギーの実用化・事業化の促進、海洋再生可能エネルギー普及のための基盤・環境整備」の推進を図る。	内閣官房総合海洋政策本部事務局 国土交通省 環境省 経済産業省	内閣官房総合海洋政策本部事務局 国土交通省 環境省 経済産業省	海洋政策を戦略的に推進するための調査等経費等	拡充	国の海洋エネルギー実用化に関する各種の研究開発事業について、国が選定した実証フィールドを実験海域とするように、国の実施要領等を改正する。	1回目	内閣官房 総合海洋政策本部事務局		B		長崎県等の資料によれば、具体的な要望としては以下のとおりである。 (1)海底ケーブル等のインフラを伴う実証プロジェクトについては、公募要領等に実証フィールドでの実施を要件に盛り込む、あるいは優先採択を行う。 (2)実証事業による海底ケーブル等の実証設備は、将来の実証フィールドインフラとなることを想定した機器設計を行うことを原則とする。 (3)実証設備を実証フィールドインフラとして活用する際の設備改修経費を事業対象経費として措置する。 (4)実証フィールド運営主体へ資産（実証設備）の無償譲渡を行う。 これら要望は、関係省庁が実施する実証プロジェクトの実施過程又は実施後における措置に対する要望であるが、内閣官房総合海洋政策本部事務局としては、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、長崎県における実証フィールドの有効活用が推進されるよう情報交換等を含め協力していきたい。		c	海洋基本法に基づく国の取組方針にも位置づけられたわが国最初の実証フィールドづくりであり、実証フィールドの所要設備の整備に必要な財源を確保するとともに、実証フィールドの持続的で安定した運営に向けた仕組づくりに対する国のリーダーシップを発揮していただきたい。 このため、海洋基本計画に基づく工程表（第2部1(2)）に示されている「実証フィールドの活用と他の関連施策の有機的な連携について、省庁間の連携に基づく具体的な取組み内容と国新年度予算に関連経費をどのように確保されようとしているのかを示すよう継続協議を希望している。しかし、両者の見解には相違があり、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。指定自治体は上記内容について引き続き協議を要望しており、内閣官房総合海洋政策本部事務局も別途引き続き意見交換等していきたいとの考えであるため、別途協議を行うこと。		内閣官房総合海洋政策本部事務局から、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、長崎県における実証フィールドの有効活用が推進されるよう情報交換等を含め協力していきたいと回答されているところであるが、指定自治体は実証フィールドの活用と他の関連施策の有機的な連携について、省庁間の連携に基づく具体的な取組み内容と国新年度予算に関連経費をどのように確保されようとしているのかを示すよう継続協議を希望している。しかし、両者の見解には相違があり、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。指定自治体は上記内容について引き続き協議を要望しており、内閣官房総合海洋政策本部事務局も別途引き続き意見交換等していきたいとの考えであるため、別途協議を行うこと。	Ⅳ
												国土交通省 海事局海洋・環境政策課	海洋エネルギーの活用促進のための安全・環境対策	C		国土交通省海事局では、海洋エネルギー浮体式等発電施設の浮体・係留設備等について、技術的検討を行い、安全・環境ガイドラインを策定することとしてる。本事業では、実海域での試験等を行うものではない。よって、本事業において、要望のあった『公募要領等に実証フィールド採択地域での実施を要件に盛り込む、あるいは優先採択を行うこと』は実施出来ない。		b	今後、実海域での試験等を実施する場合は、『公募要領等に実証フィールド採択地域での実施を要件に盛り込む、あるいは優先採択を行う、実証フィールド枠を設けること』の条件を設定していただきたい。		国土交通省から、本事業は実海域での試験等を行うものではないため対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体は現状については了解していることから協議終了。	Ⅴ
												①②③環境省 地球温暖化対策課 ④環境省 環境影響審査室 ⑤環境省 環境影響評価課	①CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 ②再エネ等を活用した水素社会推進事業 ③エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業 ④風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 ⑤風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業	C		①本事業においては①交通、②建築物等、③再生可能エネルギー・自立分散型エネルギー、④バイオマス・循環資源のそれぞれの分野において広く技術開発課題等を募り、提案された課題の中から、有識者からなる評価委員会において、社会的・技術的意義や事業化・普及の見込み、期待されるCO2削減効果などの基準について総合的に審査し、実施すべき課題を選択している。 そのため、審査に当たり実証フィールドでの取組であることは考慮され得るものの、実証フィールドでの実施を要件に盛り込む、あるいは優先採択を行うことは困難である。 ②本事業は地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーから水素を製造、輸送・貯蔵し、燃料電池や燃料電池自動車等に利用するまでの一貫したサプライチェーンの実証を行う事業であり、海洋エネルギー実用化に関する研究開発事業とは異なるため。 ③本事業は国内外における温暖化対策技術の効果の収集・整理や環境省で過去に実施された地球温暖化対策事業のフォローアップ調査等を行う事業であり、海洋エネルギー実用化に関する研究開発事業とは異なるため。 ④「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」については、公募により地域選定を行っているところ、当該事業の次回公募は平成27年度追加公募を6月30日まで受付中である。なお、西海市沖については、既にモデル事業の対象地区として採択させていただいているところ。 ⑤当該地区については、五島市が既に「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」の対象地区となっており、対応済みと理解している。		① d ② b その他 a	①海洋基本法に基づく国の取組方針にも位置づけられたわが国最初の実証フィールドづくりであり、公募要件での実証フィールドでの実施や優先採択、実証フィールド枠を設ける等により、先行する実証プロジェクト等で整備した資産の有効活用や実証後の事業化が加速されることが見込まれたため、引き続き国の実施要領等の改正を希望する。 ②本事業は地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーから水素を製造、輸送・貯蔵し、燃料電池や燃料電池自動車等に利用するまでの一貫したサプライチェーンの実証を行う事業であるが、海洋再生エネルギーを活用するプロジェクトであれば、公募要件での実証フィールドでの実施や優先採択、実証フィールド枠を設ける等に取り組んでいただきたい。 ③当事業では、CO2削減対策・技術の効果を実証事業を通じて検証する項目があるため、実証フィールド優先活用を希望したが、過去に実施された地球温暖化対策事業のフォローアップ調査等を行うものであれば、今回の申請から提案を取り下げる。 ④～⑤既に本県地域を対象地域として採択していただきありがとうございます。今後も本県地域を対象として事業に取り組んでいただきたい。		①環境省から、本事業は有識者からなる評価委員会において総合的に審査し、実施すべき課題を選択しているため、対応は困難であるとの見解が示されたが、指定自治体からは引き続き国の実施要領等の改正を希望するとの回答があった。しかし、指定自治体は引き続き協議を行うことを要望していないため、いったん協議を終了する。 ②環境省から、本事業は海洋エネルギー実用化に関する研究開発事業と異なるため、対応は困難との見解が示されたが、指定自治体は海洋再生エネルギーを活用するプロジェクトである場合には要望内容について取り組むことを希望し、現状については了解しているため協議終了。 ③環境省から、本事業は海洋エネルギー実用化に関する研究開発事業と異なるため、対応は困難との見解が示されたが、指定自治体が了解していることから協議終了。 ④環境省から、本事業は公募により地域選定を行っており、対応は困難との見解が示されたが、指定自治体が了解していることから協議終了。 ⑤環境省から、対応済みと理解しているとの回答があり、指定自治体が了解していることから協議終了。	① Ⅳ その他 Ⅴ
												①～③、⑤～⑦経済産業省 資源エネルギー庁省新部 新エネルギー対策課 ④経済産業省 産技局研究開発課	①洋上風力発電等技術研究開発 ②電力系統出力変動対応技術研究開発事業 ③海洋エネルギー技術研究開発事業 ④革新的水素エネルギー貯蔵・輸送等技術開発 ⑤風力発電のための送電網整備実証事業費補助金 ⑥環境アセスメント調査早期実施実証事業 ⑦次世代洋上直流送電システム開発事業	④ C その他 B		①～③、⑤～⑦ 公募に申請の上、審査によって採択されれば財政支援が可能。 なお、当該事業は外部委員会による事業の有効性等の審議を経て交付決定を行うものであり、総合特別区域に関する申請であっても優遇又は優先採択されるものではないため、加点対象とすることは困難。 ④本事業は、平成26年度から34年度までの研究開発プロジェクトとして、NEDOにおいて基本計画、実施方針等を策定の上、既に採択済のテーマ・実施者で事業を実施しているところであり、事業途中での参画は難しい。		④ b その他 d	①～③、⑤～⑦ 海洋基本法に基づく国の取組方針にも位置づけられたわが国最初の実証フィールドづくりであり、公募要件での実証フィールドでの実施や優先採択、実証フィールド枠を設ける等により、先行する実証プロジェクト等で整備した資産の有効活用や実証後の事業化が加速されることが見込まれるため、引き続き国の実施要領等の改正を希望する。 ④今後新規採択を実施する場合は、海洋基本法に基づく国の取組方針にも位置づけられたわが国最初の実証フィールドづくりであり、公募要領等に実証フィールドでの実施を要件に盛り込む。 あるいは優先採択を行う、実証フィールド枠を設ける等を行っていただきたい。		①～③、⑤～⑦経済産業省から、本事業は公募に申請の上、審査によって採択されれば財政支援が可能との見解が示されたが、指定自治体からは引き続き国の実施要領等の改正を希望するとの回答があった。しかし、指定自治体は引き続き協議を行うことを要望していないため、いったん協議を終了する。 ④経済産業省から、本事業は既に採択済のテーマ・実施者で事業を実施しているところであり、事業途中での参画は難しいとの回答があり、指定自治体は現状については了解していることから、協議終了。	④ Ⅴ その他 Ⅳ
											2回目											
393	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	海洋再生可能エネルギーの推進（外国出願に対する支援）	海洋エネルギーの実用化に向けた取組みにおいては、その取組みの中から開発された製品等について、外国出願するケースがあるため、現行の支援内容の拡充し、制度活用の利便性を図り、さらなる海洋再生エネルギー関連設備等の研究・製造を促進する。	協和機電工業㈱	経済産業省	中小企業外国出願支援事業	拡充	・支援内容（応募資格）制限の緩和（具体案：「中小企業者」を「従業員が1,000人未満の企業」に緩和） ・補助率及び上限額の見直し（具体案：補助率「1/2」を「2/3」に見直し、また、上限額を撤廃する）	1回目	経済産業省 特許庁普及支援課	中小企業外国出願支援事業	C		本事業は、外国出願費用に係る負担が大きいことから、特に海外展開を志向する資金力が不足する中小企業に限って支援を行うもの、そのため、現時点においてそれ以上に支援の対象を拡充することは想定していない。 また、補助金を利用して取得した権利は私企業の財産的権利として独占的に付与されるものであり、その点を考慮すると、現在の補助率及び上限額が妥当であると考えている。 なお、40以上の都道府県の中小企業支援センターが本事業を実施しているにもかかわらず、長崎県は実施していない。まずは、同事業に参画いただき、現行制度内で特区案件についての優遇措置を検討することが先決と考える。		c	中小企業外国出願支援事業については上限150万円までで、補助率も1/2となっていますが、数カ国へPCT出願する特許にかかる経費は、現行の支援では補えきれない規模の経費となる場合があります。 近年の実績では、一つの国際特許でPCT出願費用125万円+各国移行（オーストラリア、アメリカ、ヨーロッパ（スペイン・ノルウェー）、イスラエル）460万円で、合計約585万円もの費用がかかっている事例もあります。この特許は現在も審査中で、今後も費用の増加が見込まれます。 このように複数の国に対して出願を行う場合、企業の海外展開に向けての端緒となる出願が、コスト高によりニの足を踏む要素となってしまい、資金面で劣る中小企業の海外進出の阻害要因となる恐れもあります。 現行の制度の補助率及び上限額では、上記の例のとおり多大な経費がかかる場合に、支援を受けてもなお、企業のイニシャルコストとしては負担が大きすぎることから、我が国の企業の海外進出の足かせとなり、産業の海外進出の阻害要因を解消できない状況にあります。 産業競争力の源泉であり、地域の活性化を担う中小企業の国際競争力を高め、地域産業・経済の浮揚に繋げるため、現行制度の改善を要望します。 更に、今年度の同事業の募集においては受付開始が6月下旬、出願完了が11月末までとなっているため事業期間が長期にわたるものは利用しづらいので、こちらについても併せてご検討をお願いいたします。 つきましては、引き続きの「国と地方の協議」を希望します。 なお、当県においては、外国出願に関する相談窓口は発明協会にある。		経済産業省から、外国出願に対する支援について、支援対象の拡充は想定していないと回答されているところであるが、指定自治体は経済産業省より提示された回答について検討を行い、回答があったため、経済産業省は指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、経済産業省において対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目	経済産業省 特許庁普及支援課	中小企業外国出願支援事業	C		補助率、上限額等については、予算総額の制約下において、補助金を利用して取得した権利が私企業の財産的権利として帰属すること等の補助制度の内容、一定の提択件数の確保、他の補助制度のバランス等を考慮して決定しており、一の特許を複数国に同時出願する場合であっても、現時点においての拡充等は想定していない。 なお、長崎県の中小企業支援センターでも、特許庁の外国出願補助金の実施機関となることが可能であり、まずはその実施を検討ありたい。		d	貴省における予算総額の制約等により対応が困難であることは理解するが、「中小企業外国出願支援事業」は、中小企業者の諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進することを目的とする旨、補助金交付要綱（20140318特第4号）において定められている。 しかしながら、1回目回答のとおり、現行制度の補助率、上限額では、多大な経費がかかる場合に、支援を受けてもなお、企業のイニシャルコストとしての負担が大きく、また、事業期間が長期にわたるものは利用しづらく、企業の海外進出の足かせとなり、外国出願の促進が図られない場合がある。 そのような状況下、今回、問題提起している内容等について、全国的な状況等を把握し、自治体側で引き続き検討を行いたいため、次の3点についてご教示願いたい。 1　昨年度、特許庁において、平成20年度以降に補助金を利用した企業に対し、アンケート調査を実施されているが、アンケートの調査項目及びその回答がどのようなものであったかご教示願いたい。 2　アンケート調査の目的である「更なる外国出願支援の拡大や制度充実」が、このアンケート結果からどのようになされたのかご教示いただきたい。 3　現に補助金を活用している企業の外国出願状況（平均的な出願国数や出願に要する期間等）を明示していただきたい。 なお、全国実施機関であるジェトロを通じて、本県においても補助金の活用は可能であるが、県内の実施機関については関係機関と検討したい。		経済産業省から、一の特許を複数国に同時出願する場合であっても、現時点においての拡充等は想定しておらず、まずは長崎県の中小企業支援センター が特許庁の外国出願補助金の実施機関となることを検討ありたいとの回答があり、これについて指定自治体は引き続き検討を行うこととするため協議終了。なお、経済産業省は指定自治体からの依頼に対し、可能な限り情報を提供し、指定自治体は引き続き検討を行うこと。	Ⅴ
395	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	造船・海洋産業の集積地である長崎県での新しい人材育成制度の創設	造船や海洋・環境産業に従事する人材の育成により、海洋・環境産業の拠点化を目指していくため、地元大学、地元企業ならびに行政が連携した生涯教育を展開し、地域へ人材を供給する。	長崎総合科学大学、県内造船所及び関連企業	国土交通省		新規	地元大学と地元企業、行政が連携して、人材の募集、就学と就職の支援、社会人教育と組織的な技術者育成の生涯教育の体制を構築し、造船や海洋・環境産業を中心とした地域発展を図る。 ●地域連携型インターンシップ制度の創設 ●人材育成基金の創設 ●生涯学習センターの創設	1回目	国土交通省 海事局船舶産業課	造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築事業（仮称）	B、Z	平成27年度	長崎県が要望している事業は、27年度に国交省が実施を予定している「造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築事業（仮称）」の支援対象に、その内容によってはなりうるものであることが長崎県との対面協議の場において確認され、長崎県側において検討を行うこととされた。		b、d	今回は条件付きで了解する。 今年度においては、担当省庁にて実施予定の事業を活用し、提案の具体的な実現を図ることを目指す。 なお、今後は、今年度予定している上記事業を実施するとともに、次年度以降のインターンシップ・基金・センター創設に係る事業内容を検討したうえで、個別に協議を実施していきたい。		国土交通省から、長崎県が要望する事業については、27年度に実施を予定している「造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築事業（仮称）」の支援対象に内容によってはなりうるとの見解が示され、指定自治体の要望は実現する可能性があるため協議終了。ただし、翌年度以降の事業については、指定自治体は事業内容を検討し、必要に応じて国土交通省と個別に協議すること。	Ⅰ
											2回目											